

令和3年分人的控除の一覧表

作成:水野会計事務所

内容			控除名	所得金額区分			配偶者				扶養親族	所得者
							所得者本人の所得金額					
							A	B	C		扶養親族の 所得要件	
							0円～ 900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超		
同一生計配偶者	70歳以上	昭和27年1月1日以前生まれ	配偶者控除	超 0	～	以下 480,000	480,000	320,000	160,000			
	70歳未満	昭和27年1月2日以後生まれ	配偶者控除	0	～	480,000	380,000	260,000	130,000			
その他の配偶者	障害者控除の適用はできません。		配偶者特別控除	配偶者の所得金額	480,000	～	950,000	380,000	260,000	130,000		
					950,000	～	1,000,000	360,000	240,000	120,000		
					1,000,000	～	1,050,000	310,000	210,000	110,000		
					1,050,000	～	1,100,000	260,000	180,000	90,000		
					1,100,000	～	1,150,000	210,000	140,000	70,000		
					1,150,000	～	1,200,000	160,000	110,000	60,000		
					1,200,000	～	1,250,000	110,000	80,000	40,000		
					1,250,000	～	1,300,000	60,000	40,000	20,000		
					1,300,000	～	1,330,000	30,000	20,000	10,000		
1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級寝たきり、重度の精神薄弱者等			特別障害者				400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
障害者手帳 (注-6)			その他の障害者				270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	
同一生計配偶者または扶養親族で、次のいずれかの者と同居している特別障害者 ①所得者、②所得者の配偶者、③生計を一にするその他の親族			同居特別障害者の障害者控除加算				350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	
70歳以上	昭和27年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居	同居老親等								580,000	
		その他	老人扶養親族								480,000	
23歳から69歳	昭和27年1月2日から平成11年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000	
19歳から22歳	平成11年1月2日から平成15年1月1日生まれ		特定扶養親族								630,000	
16歳から18歳	平成15年1月2日から平成18年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000	
0歳から15歳	平成18年1月2日以後生まれ		年少扶養親族								0	
未婚、死別、離別を問わず	男女を問わず	事実婚でなく、かつ所得が500万円以下で、扶養親族要件を満たす子がいること	ひとり親								350,000	
死別	女性	事実婚でなく、かつ所得500万円以下	寡婦								270,000	
離別	女性	事実婚でなく、かつ所得が500万円以下で、子以外の扶養親族があること										
所得が75万円以下、かつ不労所得が10万円以下			勤労学生								270,000	
			基礎控除	本人の所得金額	0	～	24,000,000					480,000
					24,000,000	～	24,500,000					320,000
					24,500,000	～	25,000,000					160,000
					25,000,000	～						0

実務中心に簡略化していますので、若干、厳密性に欠けるところはあります。そのあたりはご容赦ください。